

特定管理口座開設届出書

立花証券株式会社 御中

顧客コード							

租税特別措置法第37条の11の2第1項又は第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の9の2第8項の規定により、この旨届出ます。なお、租税特別措置法第37条の11の2第1項の内国法人の株式又は公社債を特定管理口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は特定管理口座に保管の委託を行うものとし、特定管理株式保管委託契約は約款の規定によるものとします。

※太線枠内に、口座名義人様ご自身の自筆でご記入のうえ、お届出印をご捺印ください。

お届出日	年	月	日	生年月日	年	月	日	
ご住所	〒	—		電話番号	—	—		
	(フリガナ)							お届出印
ご氏名	(フリガナ)							弊社お届出印と同じ印鑑をご捺印ください

＜ 社 用 欄 ＞

特定管理口座を開設する営業所等	所在地	東京都中央区日本橋茅場町1-13-14	
	名称	立花証券株式会社	タチバナストックハウス
(摘要)			

受付 (印鑑照合)	精査	入力	照合	管理役席	営業役席

開設日

特定管理口座約款

第1条 約款の趣旨

この約款は、お客様が当社に設定する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」といいます。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条 特定管理口座の開設

当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むにあたっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

第3条 特定管理口座における保管の委託等

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

第4条 譲渡の方法

- 1 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。
- 2 前項の規定にかかわらず、お客様が当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。
- 3 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すことといたします。

第5条 特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知

特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第6条 特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付

特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算終了等の一定の事実が生じ、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

第7条 契約の解除

- 1 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。
 - (1) お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合
 - (2) お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
 - (3) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
 - (4) お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
 - (5) 立証証券総合取引約款に定める「契約の解除」に該当したとき
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管

の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

第8条 合意管轄

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第9条 約款の変更

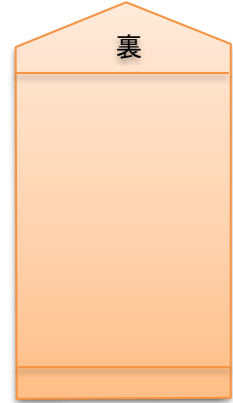
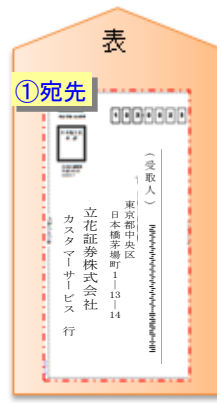
この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

令和元年7月

以 上

【ご注意】

- ・当社はお客様に封筒の印刷を委託いたします。
- ・印刷する際はサイズ変更(拡大・縮小)をしないでください。
- ・キリトリセンに沿って裁断してください。
- ・ご用意いただいた封筒に糊付けする際に剥がれない様、
①をしっかり貼ってください。



①宛先

料金融取人私郵便

日本橋局
承認
9216

差出有効期間
2024年11月
30日まで

☆切手をはらずに
お出してください

(差出人)

〒103-8750

103-8750

(受取人)

東京都中央区
日本橋茅場町1-13-14
立花証券株式会社
カスタマーサービス
行

〒103-8750